

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、福山市が発注する福山市人事給与・庶務事務システム機器等製品の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続などについて次のとおり定めたので、同条第2項並びに令第167条の6第1項及び福山市契約規則（昭和41年規則第13号。以下「規則」という。）第27条の規定により公告します。

2025年（令和7年）6月3日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務名

福山市人事給与・庶務事務システム機器等製品の賃貸借

2 落札者の決定方法

条件付一般競争入札（最低価格落札方式）による。

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

3 概要

(1) 内容

福山市の人事給与・庶務事務システム及び文書管理システム（以下「本システム」という。）稼働のために必要となるサーバ及びネットワーク機器等の保守サービス終了等に伴い、安定したシステムの稼働環境を継続的に維持するため、必要な機器等の調達を行う。

なお、本契約に係る詳細は、入札参加資格があると認められた者に対し交付する「入札仕様書」等の別紙資料を参照すること。

(2) 調達の範囲

ア 本システム環境の安定稼働に必要なOS、ソフトウェア及びハードウェア等

イ 調達に伴う次のシステム設定等作業

a プロジェクト管理

全体計画、進捗管理、品質管理、課題管理、要員管理、プロジェクト標準策定等

b システム全体設計

システム基本設計（ソフトウェア、ハードウェア）、システム運用管理保守設計等

c インフラ整備

機器搬入・据付け、セットアップ作業及び動作確認等

d システムの構築導入作業補助

本市及び本市が指定する事業者が行うシステムの構築作業及び本稼働までの整備作業全般の補助等

e テスト・検証補助

本市及び本市が指定する事業者が行う各種テストの計画策定及び環境構築、総合テストの補助等

f 教育・研修

本システム利用に関する各種マニュアルの整備、本市又は本市が指定する事業者を対象にした教育・研修の実施

g システム移行（本番切り替え）

本番環境の切り替え、初期設定等必要な環境設定、本番環境の動作確認、端末更新支援、本番稼働後の立会い

h 運用・保守環境整備

運用・保守要件に準じた環境構築とそのマニュアル類の整備

i 上記作業における設計書、仕様書及び説明書等の作成

(3) 納入期限

2025年（令和7年）10月31日

なお、具体的な日時は、別途協議すること。

(4) 機器等賃貸借期間

2025年（令和7年）11月1日から2030年（令和12年）10月31日まで

注）賃貸借期間については、納入日等を勘案し、契約候補者と協議して決定する。

(5) 履行（賃貸借）場所

福山市役所及び福山市が指定する場所

4 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 本業務の公告の日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 本市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 2025～2027年度取扱品目別業者名簿において、OA機器（種目番号3かつ品目番号1）及び賃貸借（種目番号17かつ品目番号3）について登録があり、「A」等級に格付けされているものであること。なお、賃貸借の登録を有しない者が、(7)に定める第三者をして物件を貸し付けることとする場合、賃貸借の登録を要しない。
- (7) 第三者をして物件を貸し付けようとする者にあつては、当該物件を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして物件の貸付けを行えることの証明をした者であること。

5 入札参加資格の審査に係る申請手続

(1) 申請の方法

ア 郵便又は信書便により提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）とする。

なお、入札参加資格の審査に係る申請書類は、2025年（令和7年）6月10日（火）午後5時までに必着させること。

イ 入札参加資格の審査に係る申請書類を直接持参する場合は、2025年（令和7年）6月3日（火）から同年6月10日（火）の間（ただし、土日祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに提出先へ提出すること。

ウ 入札参加資格審査申請者は、提出した入札参加資格審査申請書等の差替え、変更又は取消しをすることができないものとする。

申請書類は、2025年（令和7年）6月3日（火）から同年6月10日（火）まで福山市ホームページ(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>)に掲載する。

(2) 申請の期間

2025年（令和7年）6月3日（火）から同年6月10日（火）まで（ただし、土日祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 提出先

「13 問合せ先」に同じ。

6 受付票の交付

上記5に定めるところにより申請書を提出した者に対しては、受付票を交付する。

7 入札参加資格の認定の通知

入札参加資格を認定したときは、2025年（令和7年）6月11日（水）付けで申請者に通知書を送付する。

8 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査の申請において虚偽の申請を行ったことが判明した場合は、入札参加資格の取消しを行う。

9 入札参加資格者の業務範囲

この公告で定めるところにより認定する入札参加資格者は、1に掲げる業務に限定する。

10 別紙資料の交付

3(1)の別紙資料とは、「福山市人事給与・庶務事務システム機器等製品の賃貸借 入札仕様書」、「質問書」、「機器一覧表」、「入札辞退届」、「委任状（入札用）」、「入札書」、「入札金額内訳書」及び「機器等の費用に関する一覧表」をいい、7の入札参加資格の認定を受けた申請者に、2025年（令和7年）6月11日（水）に電子メールにより交付する。

併せて、「契約書（案）」を交付し、契約条項を示す。

11 入札及び開札

(1) 入札及び開札

日時 2025年（令和7年）6月25日（水）午前10時

場所 福山市役所 東棟3階304会議室（福山市東桜町3番5号）

(2) 入札書を事前に提出する場合

入札書を書留郵便等又は持参により事前に提出する場合は、2025年（令和7年）6月24日（火）午後5時までに「13 問合せ先」へ必着させること。

(3) 入札結果の通知

開札後、直ちに落札者及び落札金額を電子メールで通知する。

12 その他

(1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として納入すること。

(4) 無効とする入札

次の入札は、無効とする。

なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに参加することができない。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき。

イ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。

ウ 入札者が他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札したとき。

エ 入札者が連合して入札したときその他入札に際して不正の行為があったとき。

オ 入札書に記名押印がなかったとき。

カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

キ 委任状を持参しない代理人が入札をしたとき。

ク 金額を訂正した入札をしたとき。

ケ 入札が、取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。

コ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

サ 再度の入札をした場合において、その入札が1であるとき。

シ 上記アからサまでに挙げるもののほか、規則又は特に指定した事項に違反した入札をしたとき。

(5) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを延期又は中止する。この場合における損害は入札者の負担とする。

1.3 問合せ先

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（福山市役所本庁舎5階）

福山市総務局総務部給与課

電話番号 (084) 928-1010（直通）

ファクシミリ (084) 926-0845

電子メール kyuuyo@city.fukuyama.hiroshima.jp

別表（入札参加資格審査申請に必要な書類）

- 1 入札参加資格審査申請書（様式1）
- 2 受付票（様式2）
- 3 委任状（様式3）
代表者から支店長等に対する委任事項を証したもの。
入札に関する手続等を委任する場合のみ提出のこと。
- 4 使用印鑑届（様式4）
代表者印と異なる印鑑を入札及び契約時に使用する場合のみ提出すること。
委任状（様式3）の提出があり、その使用印を使用する場合は不要とする。
- 5 担当者届（様式5）
本入札に係る担当者として1名選任し、質疑等の窓口を一本化すること。
- 6 誓約書（様式6）
- 7 申立書（様式7）
市外業者で本市における課税のない者は提出すること。
- 8 第三者賃貸方式による貸付能力等証明書（様式8）
第三者をして物件の貸付を行う場合は、提出すること。
- 9 印鑑証明書（原本）
実印であることを証明するもの
- 10 市税の完納証明書（写しを可とする。）
本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。
市外の事業者で本市における課税がない者は、申立書（様式7）を提出すること。
- 11 納税証明書（写しを可とする。）
国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納がないことを証明したもの（免税事業者は除く。）。
- 12 商業・法人登記簿謄本（写しを可とする。）

※別表第9、第10、第11及び第12に掲げる書類については、入札参加資格審査申請書提出の日から3か月前の日以後に発行されたものとする。